

日米地位協定の現状

現在世界に、米軍基地は 100 箇所以上あります
此の地位協定は同じ考を持つ国以外からの侵略を防ぐ為、
米軍と結んだ協定と思われませんが、日本の協定は他国と比
較にならない内容になっています、



以下列記、此の協定は 1960 年 1 月 19 日にワシントンで締結、同年 6 月新安保条約として
発行されました。

- ① 刑事裁判権の放棄
- ② 米軍基地管理権の放棄
- ③ 自由出撃 (日本政府の許可不要)
- ④ 思いやり予算

① 刑事裁判権の放棄

・日本も NATO と同じ条件へと行政締結したが米国に見向きもされず日本政府追認
に至る

・日本民族独立の危機と当時中曽根康弘、衆議院議員から問題提起
はあったが日本は互恵性のない内容で米国に一方的に特権を認めさ
せられている。

・日本外務省は 米軍人の被疑者の身柄拘束も全てではないが出来
ない有様、(2006 年 12 月 1 日～2007 年 12 月 1 日)、強姦罪、
窃盗、暴力などで摘発された 260 人中 207 人不起訴。

・1953 年重要事件以外、第一次裁判権不使用 (裁判権不行使)
・主権、主張よりも米国との対立をなるべく避けようと消極的である
・2004 年沖縄国際大学にヘリコプター墜落時も沖縄警察調査出
来ず。

・オスプレー不時着でも調査出来ない。
・イギリスでヘリコプター墜落時、イギリスの警察が主導で取り調べ
その後イギリス、米国合同で調査。



② 米軍基地管理権の放棄

・環境汚染、発癌性物質 PFOS (PFAS) の一種や、 コロナウイルス感染拡大でも基地
内に入れず調査出来ない (治外法権)

・2026 年 1 月 29 日普天間基地に繋がる伊佐の下水道マンホールから有機フッ素化合物
267 ナノグラム検出米軍対応措置取らない (50 ナノグラム迄は、許容範囲)

・米軍基地内に何時でも入れるドイツ、市職員、市長には年間パスが与えられている。

- ・日本にある米軍基地に入る場合アメリカの許可が必要、(一般開放イベント時、あるいは特別な要件がある場合は身分証明提示で許可された場合のみ)。
- ・占領時代の特権を米軍に与えている。

③ 自由出撃

- ・米軍が日本の基地から敵地、訓練で向かう時は日本の許可が必要なのだが全く関与せず。
- ・日本全土に基地を置く権利自由、無制限、1950年6月マッカーサー司令官の1文書で。日本で禁止されている低空飛行も米軍は勝手に行っている。
- ・他国基地では低空飛行等、当事国の許可が必要。
- ・米本土では飛べないオスプレー (MV22) も、日本で飛行。
- ・米軍訓練の為にダム湖、堤体に向かって、急降下、爆音、勿論日本の許可など全く無く行われている。
- ・欧州など他の国は許可がなければ訓練は出来ない
- ・自由出撃の保証



④ 思いやり予算

- ・1978年当時、防衛庁長官金丸信氏は思いやりの精神で、出来るだけ努力すると提言した。
- ・2016年,ドナルド・トランプ 日本に駐留経費の全額要求 2022～2026年の5年間で、1兆551億の要求、実効されている。
- そもそも、米軍駐留経費を負担する義務はないにも関わらず、問題である。

⑤ その他

- ・米本土では低空飛行住宅地上空飛行禁止、鳥類、動物の保護区での飛行禁止
- ・駐留米軍住居面積 日本自衛隊住宅の2倍の広さ
- ・砂川事件 1955～1960年拡張反対と立川基地返還要求により 1977年11月30日立川基地返還された (国営昭和記念公園)
- ・翁長雄志知事 2018年 NATO 諸国に地位協定比較調査実施

⑥ (備考)

憲法第9条

- 戦争放棄 ・1項、戦力不保持 {国際紛争解決の手段として戦力と武力行使禁止}
- ・2項 交戦権否認 {陸海空等の戦力不保持、交戦権も認めない}

以上平和的な生存権を保障する事を目的としたもの

シビリアンコントロール (文民統制)

・総理大臣、防衛大臣、彼等は現在この能力を持っているか、軍の暴走を止める事が出来るか？ 戦前に戻らなければよいが

安保3文書

- ・国家安全保障戦略
- ・国家防衛戦略
- ・防衛力整備計画

中国や北朝鮮の厳しい環境を踏まえ、反撃能力、敵基地攻撃能力、防衛費2パーセント決定（アメリカ要求通り、現在達成）防衛力抜本的強化策

MV22の欠陥機 米国本土では飛行禁止 日本で飛んでいます

住宅地、上空飛行（那覇）米軍、何れも理解し難い程の爆音、許されません

